第４章

地域福祉に取り組む

第4章　地域福祉に取り組む

第1節　地域みんなでふれあい、支え合うまちづくり

1．住民主体の地域福祉活動の促進

〔1〕一人ひとりによる日常的な取り組みの推進

現状と課題

地域で安心して生活するためには、そこに暮らす人が互いに信頼し合える関係を築き、支え合い、助け合っていくことが必要となってきます。

近隣とのつきあいなどが希薄化傾向となっている中、高齢者や障害のある人、子育て家庭など支援を要する人への手助けを実際に行った経験のある住民は多くありませんが、気軽にできそうな見守りや声かけなどなら自分にもできるかもしれないという住民も少なくありません。

しかし、実際に支援活動をしようとしても、活動時間の制約や地域の支援の必要な人に関する情報の共有方法、それに伴うプライバシーの保護など考慮すべき事柄があり、なかなか思うように行動に移せない状況もみられます。

取り組みの内容

自分で対応できる生活課題については、自助の原則に基づき、自らの努力（家族などの協力も含む）で解決を図ることが重要です。それでも解決できない場合や困ったときに助け合える関係を近隣や地域でもつことができるよう、ふだんから近所づきあいや地域活動などについて関心をもち、できることは積極的に行っていくことが大切です。

① 声かけやあいさつ、近所づきあいを大切にする風土づくり
② 困ったときに助け合える関係づくり
③ 地域活動への参加・参画
④ プライバシーの尊重

① 声かけやあいさつ、近所づきあいを大切にする風土づくり

役割の主体　市　民

お互いを信頼し、助け合えるような地域をつくるためには、基本的な人間関係や近所づきあいを築いていくことが大切です。

かつてのように井戸端会議などを通じて築かれた良好な人間関係から、知らず知らずのうちに支え合い・助け合いの気持ちが芽生え、地域住民が互いを思いやる心が育まれるように、まずは、声かけやあいさつを自ら進んで行い、地域で明るく過ごしていけるような環境づくりをすることが大切です。

コラム

（市民意識調査から）

- 行政に頼りすぎず、自分のことは自分でできるような教育をすべきだ。
- まず、家庭内できちんとあいさつができるようになれば、思いやりの心が育つと思う。
- 近所で、もっと気軽に声かけや手助けができるようになればよい。

近隣関係をつくっていくには…（ワークショップから）

1. 子どもへ声かけをすることによって、親同士も知り合いになっていく。また、ごみステーションなどでのちょっとした井戸端会議も、近隣とコミュニケーションを図っていく上で大切である。
2. あいさつはコミュニケーションの基本。向こうがしないからしないのではなく、まず自ら笑顔であいさつすることが大切。
3. 自治会活動の中で、防犯や防災といった生活課題について住民間で話し合う機会をつくり、お互い顔見知りになることが必要である。
4. 近所づきあいというのは楽しいものであり、また、年をとってもお互いに助け合うための基本になるものであるという認識を持ってもらうことが必要である。近所づきあいの必要性を認識してもらえるように、自治会の回覧や新聞などを利用した啓発活動も必要。
5. 近所づきあいに限らないが、人間関係一般をうまくやるための処世術（あいさつをする、人の意見に耳を傾ける、自分の主義主張を相手に押しつけない等）を一人ひとりが身につけていくことが大切である。

② 困ったときに助け合える関係づくり

役割の主体　市　民

「近所づきあいは、気を使ってしまう」、「信頼関係があれば、悩んだり困った時に気軽に相談できる」「近所づきあいがあれば、防犯につながる」などさまざまな意見がありますが、近隣のつながりは、その積み重ねた分だけ、いざという時に大きな力を発揮するものです。

そのためには、日頃からの近所づきあいを大切にするとともに、地域で行われる行事や活動に関心をもち、できることには積極的に関わっていくことが大切です。

また、良好な近隣関係を構築することで、ふだんからお互いに持っているさまざまな情報を交換することができ、課題に直面したときだけでなく、前もって対応方法を確認し合うこともできます。

コラム

（市民意識調査から）

- 互いが気軽に相談しあえるいい近所付き合いをしたい。
- 近所の子どもの預かり、ゴミ出しの手伝いなど、気づいたことをしている。
- 元気な高齢者が支援を必要とする高齢者を支えていくことが必要だと思う。

（ワークショップから）

- 自分ができることは自分でやる。そして、自分たちのできることをやっていくことが、地域全体のことにつながっていく。

困りごとへの対処方法

●困ったことが起きる前に…

（自分では）
・知らないことは調べておくようにする。
・信頼のおける人を見つけておく。
（近隣・周囲に対して）
・ひとり暮らしの高齢者や障害のある人を把握しておく。
・相手にとって役に立つあるいは必要と思われる情報は、積極的に知らせる。

身近で解決できる困りごとや問題は、家族や近隣の友人・知人に相談し、できるだけ自分たちで解決を図ることが必要ですが、家族などに相談しても解決できない場合や、専門的な問題、また、内容がプライバシーに関わるなど支障がある場合は、次のような機関・団体などに相談をすることもできます。

↓

●解決しにくい困りごとなどは…（資料編①主な福祉サービス一覧参照）

・市役所の各相談窓口
・心配ごと相談所
・保育士、幼稚園や学校の職員
・同じ境遇の人同士で活動する当事者団体
・社会福祉協議会
・民生委員児童委員*
・ボランティア・ＮＰＯ法人
など

③ 地域活動への参加・参画

住民が地域におけるさまざまな活動に参加し、地域の連帯感を高めていくことが重要です。

また、地域活動に参加することは、高齢者にとっては、閉じこもりを防止し、心身機能の向上を図る介護予防につながり、障害のある人にとっては、社会参加の場の一つとなり、子育て中の保護者にとっては、交流活動の場の一つとなり、孤立化を防止することにつながります。

このように、地域活動に積極的に参加することは、地域のつながりを深めるだけでなく、福祉の各分野においても大きな効果が期待できます。

役割の主体　市　民

コラム
（市民意識調査から）

- 手助けしたいという気持ちがあってもきっかけがないので、きっかけづくりをしてほしい。
- 自分にできるボランティアなどがあれば、気軽に参加できるシステムをつくってほしい。
- 働いている人が多い中、土日や夜などに参加できるような活動の場があればよい。
- 身近な地域の集会所などを利用して、ふれあいサロンやふれあい喫茶などの開設に協力したい。

コラム
（H16　健康福祉大会から）

地域活動を始める
安・近・簡・短（アン・キン・カン・タン）の原則

◆安・・お金をかけずに安くすませること。
◆近・・遠くへ行かずに、近くで活動すること。
◆簡・・自分にもできる簡単なことから始めること。
◆短・・短い時間でできることからやってみること。

【関西学院大学　牧里毎治教授】

地域活動を促進するには…（ワークショップから）

1　受け継いでほしい伝統行事に若い人が参加しやすいように、日曜日に日程を変更して実施することもある。

2　高齢者や障害のある人、子育て中の人、介護者など、地域の中には、近所づきあいをしたくても、また、行事に参加したくてもできないという人がいる。呼びかけや参加しやすい体制づくりが必要である。

3　市の行事などに地域の人を誘って一緒に参加する。そうすることによって共通の趣味や話題なども広がる。

4　地域でやっていくことは、まず組織づくり。イベントに参加するだけでなく、実行委員として主体的に参加する。例えば、高齢者を対象とした行事であっても高齢者自身がアイデアを出し、地域の人がそれに協力するといったような組織をつくる。

5　地域活動を進めるためには、有償あるいは無償のボランティア、ＮＰＯなどいろいろなやり方がある。そして各種団体同士のネットワークを形成することが大切。

近隣関係を築き、地域のつながりを強化する活動の事例として、各地で次のような取り組みが行われています。

活動事例 1

■ 世代間交流でふるさとづくりの推進

上相野区では、毎年12月に区主催の「ふれあいのつどい」に、地域の高齢者や子どもたちとその親世代が参加し、しめ縄づくりや餅つきを行い、世代間の交流を進めている。参加した高齢者からは、「どこの子どもさんか分かるようになり、ふだんからあいさつができるようになった。」との声が寄せられている。（三田市）

活動事例 2

■ パソコン教室を通じたコミュニケーションづくり

旭区の集会所では、地域の方が講師となって、区主催のパソコン教室を開催されている。パソコン教室には、子どもから高齢者まで参加され、参加者同士で共通の話題で会話がはずみ、地域のコミュニケーションづくりに役立っている。（三田市）

活動事例 3

■ 小地域での敬老会

カルチャータウンでは、従来は地区全体を対象として敬老会を実施していたが、平成16年度は参加者同士が知り合いになれるよう、各丁目毎に会場を分散し、茶話会的な内容で実施した。その結果、参加者には例年以上に満足していただけた。（三田市）

助け合い・支え合いの活動の事例として、各地で次のような取り組みが行われています。

活動事例 4

■ 住民の安全を守るパトロール隊

あかしあ台自治会では、会員に呼びかけて「できる人ができる時にできる場所で行う」ことを基本に、防犯パトロールに取り組んでいる。そろいのユニフォームを「やってやろう」という人に貸し出し、日頃の登下校の見守りやあいさつ運動に着用してもらって活動している。（三田市）

活動事例 5

■ 子育て応援・支援団出前事業

ボランティアとして子育ての応援・支援を希望する保育士、保健師、栄養士などの有資格者や、子育て経験者などを「子育て応援・支援団員」として登録し、児童館や子育てサークル、市民グループなどの依頼に応じて派遣している。（徳島市）

活動事例 6

■ 福祉委員制度

小野区では、民生委員児童委員、民生・児童協力委員、健康推進員と、隣保毎に福祉に熱意のある方が、区から福祉委員として委嘱を受け、高齢者交流会や友愛訪問、子どもの見守り活動など、地域に根付いた活動をしている。（三田市）

活動事例 7

■ メンズクラブ

自治会の呼び掛けで、40歳代から80歳代までの男性が6班に分かれ、週１回の夜間パトロールをはじめ、朝の登校時間には児童・生徒への声かけや安全指導を実施している。従来、地域活動は女性が担うことが多かったが、空き巣やひったくりが増えていることから、地域コミュニティとは疎遠だった男性陣も何とか参加できないかと考え、結成されている。（芦屋市）

活動事例 8

■ 喫茶店を兼ねた小規模作業所

事故や病気が原因で言葉を話したり、理解することが不自由になった失語症の方々が、空家になった民家を借りて、ギャラリー喫茶を兼ねた小規模作業所を開設された。喫茶店なので、地域の方も気軽に来られ、失語症の方にとっては社会参加の場となり、地域の方にとっては、障害のある人とコミュニケーションを持つことにより、自然と理解を深める場になっている。（三田市）

活動事例 9

■ 地域通貨*

一定の地域内で住民同士のボランティア活動を地域限定通貨（「地域通貨」や「エコマネー*」）の形式で交換するシステムを導入することにより、各自の活動の成果と地域活動を結びつける仕組み。

三田市では、環境保全の視点からまちづくりの推進を図る目的で、NPO法人が「エコマネーSUN」を発行している。（三田市）

＊地域通貨（エコマネー）
円やドルなどの法定通貨とは異なり、一定の地域内でのみサービス（日常のちょっとした助け合いなど）やモノの「交換手段」「計算単位」として利用される“通貨”およびそのシステム。分野は、介護・環境・福祉・交流・教育・まちづくりなど、その地域のニーズに合わせて設定できる。

活動事例 10

■ 花づくり・人づくり・街づくり

武庫が丘4丁目の小地域高齢者のつどい「ふれあいサロン」では、「空き地に花をいっぱいに咲かせよう！」と地域の人に呼びかけ、高齢者だけでなく自治会の若い人の力も借りて、ポケットガーデンをつくっている。

季節毎に美しい花を見せてくれ、地域の人の心ふれあう憩いの場となっている。（三田市）

活動事例 11

■ 地域住民のネットワークづくりの推進

高齢者が気軽に集まって楽しく語らえるふれあいの場づくり、地域社会貢献活動に関心のある中高年男性の仲間づくり、健康づくりを一緒に楽しむ仲間づくりなど、楽しくふれあえる地域の仲間づくりの活動を実施している。（富山県新湊市）

活動事例 12

■ 地域安全の会（自警団組織）

阪神淡路大震災の教訓をもとに、災害時における初期火災の発見、連絡、消火または避難時の盗難防止などを目的として結成された自警団組織です。

避難時に誰がどの場所を警備するかなど、細部にわたって取り決めがなされており、非常時にのみ有効的に活動することは困難であることから、平常時にも交流を図る意味で活動をしています。（静岡市）

コラム

◆線香花火のように

打ち上げ花火は、一度に非常に多くの人に感動を与えられますが、実施のためには、多額の費用と綿密な調整が必要で、実施場所も限られています。

しかし、線香花火なら、いつでも、どこでも、誰でも、安い費用で、見たい人の側で、何度でもすることができます。

これからの地域福祉活動は、線香花火型の活動も求められています。

④ プライバシーの尊重

役割の主体　市　民

地域での支え合いと助け合いを進めていくには、地域における支援の必要な人の情報や、その支援内容が、近隣や地域の中で共有されることが求められます。

支援にあたっては、当然のことながら、プライバシーには十分配慮する必要があります。個人情報の大切さを認識し、保護に努めなければなりません。

プライバシー保護のために必要なこと…

1　個人情報保護条例に基づく行動

市民一人ひとりが、個人の情報を適正に取り扱い、他人の権利利益を侵害することのないようにしなければなりません。

2　プライバシー保護に関する啓発

支援が必要な人に対するプライバシーの保護に関する啓発と共通認識が求められます

個人のプライバシーを守っていくためには、個人個人が情報の大切さを認識し、信頼関係が築かれていることが必要不可欠です。プライバシー保護に関わる成功事例として、次のような取り組みが行われています。

活動事例 13

■ 防災台帳の作成

災害時に救助を必要とする災害弱者などを把握することを目的に、市内の町内会では初めての防災台帳を作成している。防災台帳作成のための調査では、プライバシー保護の問題などが問われるところであるが、実際は問い合わせが2～3件あったのみで、住民が主旨を理解し、転入者約300世帯を含め全戸の協力が得られている。また、台帳は町内会長のみが保管している。（静岡市）

〔2〕市民活動団体による取り組みの推進

現状と課題

市民活動団体には、自治区・自治会などのように地域コミュニティを中心にそこに住む人々が、よりよい地域づくりをめざすために活動する団体（地縁型活動団体）と、環境や健康、福祉などのテーマを目的に活動する団体（テーマ型活動団体／ボランティア活動、当事者団体、ＮＰＯ*など）があります。また、市内９地区においては、主に地縁型活動団体を中心とした団体で構成される『ふれあい活動推進協議会』が組織化され、地域の保健・福祉に関する課題解決に向けた活動を展開しています。構成団体は、自治区・自治会、民生委員児童委員、民生・児童協力委員、健康推進員、婦人会、老人クラブなどとなっています。

市民活動団体の課題として、「役員を引き受けてくれる人が少ない」「役員以外の活動に対する認識が薄い」「イベントを行っても参加者が少ない、また固定化している」「さまざまな団体が同じような活動をやっており、地域の各団体間の連携が必要である」などが挙げられ、各団体間の連携のあり方や運営方法などについて検討することが必要となっています。

コラム

◆ふれあい活動推進協議会

昭和63年に、藍・本庄地区において、青少年健全育成と地域福祉対策を目的とした『豊かな地域社会をつくる連絡協議会』が設置されたことから始まりました。

以来、ふれあい活動推進協議会は、これをモデルに市内各地に設置され、住民一人ひとりが健康で生きがいをもって、安心して暮らすことのできる地域づくりを目的に、現在まで活発に活動が推進されています。

＊ＮＰＯ(Non-Profit Organization)
民間非営利組織。行政・企業とは別に、社会的活動をする民間組織のこと。平成10年にこれに法人格を与え、活動を支援するための特定非営利活動促進法が成立した。全国的には福祉、まちづくり、男女共同参画、環境などさまざまな分野で活動を行っている。

取り組みの内容

地域の生活課題に適切に対応し、住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう地縁型活動団体やテーマ型活動団体がそれぞれの取り組みの推進とともに、その特徴を生かした連携を図っていくことが必要です。

市民がこれらの活動に対する理解を深めるとともに、各団体の特徴ある活動に関心をもち、より多く参加・参画することを通じて、地域住民の相互の関係を深める必要があります。

① 地縁型活動団体による取り組み
② テーマ型活動団体による取り組み
③ 各団体間の連携

① 地縁型活動団体による取り組み

役割の主体 **市民団体**

地域のすべての住民が、住み慣れた地域で、心豊かに自立した生活を送るためには、地域社会を構成する一員として、さまざまな活動に参加し、社会的交流を通じて相互に理解し、支え合っていくことが必要です。地域住民には、地縁型活動団体への加入を促進し、また、加入していても活動に参加していない人への参加を促す取り組みなど地域活動の最小単位である自治区・自治会組織やふれあい活動推進協議会の活動の更なる活性化を図っていきます。

地縁型活動をより充実させるには…（ワークショップから）

1 地域活動で中心になるのは自治会だが、自治会をやめたいとか、メリットがないという声も耳に入ってくる。自治会組織の必要性を訴えることが大切である。

2 自治会の役を引き受けることはできないという人でも、実際に地域の班長などを引き受けられると、とてもパワーがあって、非常にぴったりな人が多い。地域には豊富な人材があり、発掘が必要だと思う。

3 地区住民の状況や地域特性などについて現状認識を深める情報が必要。

4　地域の秀でた特技をもつ人を、活用していくことが必要。

5　民生委員児童委員の活動に対する市民の理解をもっと深めることが必要。

6　ふれあい活動推進協議会が主催するイベントへの参加者を増やすには、対象者別のプログラムを増やしたり、参加しやすい日時を設定することが必要。

地縁型活動団体による、地域の高齢者や子どもを対象に活動されている事例や、将来の参考としての活動など、次のような取り組みが行われています。

活動事例 14

■ 婦人会によるミニデイサービス*の運営

三田地区の婦人会では、有志によるボランティアグループでミニデイサービス「ふれあいサロン三田」を運営されている。民家の空家を借り上げて、地域の虚弱高齢者が気軽に安心して集まれる場として、好評を得ている。（三田市）

活動事例 15

■ 老人クラブと小学生の交流

老人クラブでは、地域の小学校で菊づくりを指導したり、戦争の体験談を話したりするなど、自分たちの知識や経験を地域の小学生に伝えていく活動をしている。（三田市）

＊ミニデイサービス
介護を受けるに至らない65歳以上の高齢者が、地域のボランティアとともに趣味活動や健康づくりなどを通じて転倒予防を行ったり、介護予防を行ったりする活動。ＮＰＯ法人など市民の自主的な取り組みによる運営で行われている。

活動事例 16

■ 台風の被災地への救援ボランティア

フラワータウン地区の民生委員児童委員が、三田市で万一災害が発生した場合には活動の参考にしなければと思い、有志を募って県内の被災地へ救援ボランティアに参加されました。（三田市）

活動事例 17

■ 地域での住民座談会

各地区のふれあい活動推進協議会では、地域住民が集まってその地域の課題を把握し、解決に向けて住民自身で取り組めることを検討するために、住民座談会やフォーラムなどを実施している。（三田市）

② テーマ型活動団体による取り組み

役割の主体　**市民団体**

テーマ型活動団体は、市民の自主的なボランティア活動団体や当事者団体などをはじめ、特定非営利活動促進法により認証を受けたＮＰＯ法人など市民の意志に基づき市民が自律的かつ自主的に活動を展開している組織です。テーマ型活動団体は、福祉から環境、まちづくり、芸術、文化、国際交流など、その活動はさまざまな分野に拡大しています。

こうした活動に参加することにより、社会参加の継続につながるなど、生きがいを見出せることも少なくないことから、参加を促進し、地域での活動が一層活発化するような取り組みを図ります。

今後、これらの団体に期待される取り組みとしては、主に次のものが考えられます。

テーマ型活動団体に期待される活動…

1 自発的、自律的な活動

行政や企業でなく、市民の発意によりつくられ、独自の力で使命を遂行する組織であること。しかし、自己責任が求められる半面、必ずしも採算性だけにとらわれず、自由で、先進的、冒険的な活動ができ、行政に対しても対等の立場で提案できることが期待されます。

2 分野を超えた広範な活動

公平、中立を求められる行政や利潤を追求する企業では対応できない分野において、個人ニーズに応じて適切なサービスの提供を期待できます。

また、縦割りの行政システムにとらわれない自由なネットワークが期待できます。

3 効率性・柔軟性・迅速性

災害時の救援にしても、行政的な規則やシステムに縛られず、目の前の課題にすぐ対応できます。一方で、多くの活動団体はその運営経費を他者から保証されているわけではないため、限られた資源、資金を有効に生かす効率的な運営が求められます。

4 自己実現の場を提供すること

活動団体には職業や年齢などに関わらず、その意志さえあれば、参加できることが前提であり、学校、家庭、職場、職域などの日常生活にとどまらない市民の社会参加、自己実現の機会を提供することを期待できます。

③ 各団体間の連携

役割の主体 **市民団体**

地縁型活動団体とテーマ型活動団体は、それぞれ活動目的をもって非営利の公益活動を行っており、ともに地域づくりに重要な役割を担っています。したがって両団体が互いに連携、協働することは、よりよい地域社会の発展に寄与するものと考えられます。

例えば、テーマ型活動団体が地域で行う環境や福祉、まちづくりのノウハウを地縁型活動団体に対して提供する一方、地縁型活動団体がテーマ型活動団体に活動の場やネットワークを提供するなど互いに役割を補完し分担し合うことが大切です。近隣関係などの横のつながりで結びついている地縁型活動団体が横糸とするなら、福祉分野で個々特色を生かし活動するテーマ型活動団体は縦糸であり、これらが互いに織り合わされることによってよりよい地域社会が形成されるものと考えられることから、各団体などが連携し活動することは重要です。

なお、環境保護など、福祉とは関係が薄く思われる活動であっても、連携の仕方によってはお互いの分野においてはもちろん、他の分野においても効果の上がる事例として、次のような取り組みが行われています。

活動事例 18

■ 県立博物館とＮＰＯ法人と小規模作業所の連携

県立人と自然の博物館と動物愛護の啓発活動などをしているＮＰＯ法人と知的障害者の小規模作業所の協働により、農作物への被害を減らすために駆除されたニホンジカのモモ肉が、犬用の無添加ジャーキーとして商品開発されました。

従来は駆除されても利用されることのなかった肉を活用するため、博物館が呼びかけたことにより、ＮＰＯ法人が商品の企画・販売を担当し、小規模作業所が肉の加工を担当し、売上はＮＰＯ法人と小規模作業所の活動資金に充てるという連携が実現しました。（三田市・西宮市・神戸市兵庫区）

2．住民主体の活動への支援

〔1〕市・社会福祉協議会による住民主体の地域福祉活動への支援

現状と課題

地域の中で声かけやあいさつ、近所づきあいを大切にしたり、困った時に助け合える関係を築くなど一人ひとりによる日常的な取り組みが進められるとともに、地縁型、テーマ型市民活動団体による活動によって、住民主体の地域福祉活動がさらに促進されることが必要となってきます。

社会福祉協議会では、その組織の特性により、住民に近い視点に立って地域の特性に応じたさまざまな地域福祉活動を展開しています。今後さらにその活動を発展させるだけではなく、地域の組織力、福祉力を高め、地域の課題などを地区全体で共有し解決できるようにするための活動を、住民が主体的に立ち上げ、継続させていけるよう側面的な支援を行うことが必要となっています。

一方、行政も、社会福祉協議会がその機能を十二分に発揮し、主体的に地域福祉の一層の推進が図れるよう、支援を更に強化することが必要となっています。

取り組みの内容

地域福祉活動の一番の要となるのは「人づくり」であり、そのために、行政・社会福祉協議会は、住民一人ひとりの取り組みが進むようさまざまな機会を通じて、地域活動の必要性や福祉に関する意識啓発などを行っていきます。

また、個々の小さな活動や組織的な活動が広がるよう、活動を支援する人材や活動拠点などの環境整備とともに、地縁型、テーマ型活動団体やふれあい活動推進協議会といった地域の団体と連携した活動を促進し、住民主体による地域福祉活動が日常的、継続的に推進されるよう多様な角度から支援を行っていきます。

① 福祉意識の醸成
② 地域福祉活動を支援する人材の養成と拠点の充実
③ 地縁、テーマ型活動団体への支援
④ ふれあい活動推進協議会への支援
⑤ 社会福祉協議会による地域福祉の推進
⑥ 社会福祉協議会への市の支援

① 福祉意識の醸成

役割の主体 **市・社協**

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが地域課題への理解を深め、その解決に向けて主体的に関わる力をつけること、すなわち活動意識のレベルを上げていくことが不可欠です。

実際に活動に関わる人の活動意識のレベルについて、下に図示していますが、現在は実線（ー）の状態であり、意識の低い方に多くの人が集まっていることを示しています。これに対し点線（･･･）は、今後目指すべき状態であり、意識レベルの高い方に比重が移っています。この状態では、より多くの人が主体的に活動に関わるため、その負担が一点に集中せず、結果として息の長い、活発な活動を行うことが可能になります。

そこで市や社会福祉協議会においては、福祉に関する意識啓発や情報提供などを行い、地域で支援の必要な人に対する住民の認識を深めるとともに、地域活動への関心を高めることで、実際活動に関わる人の意識レベルの底上げを図ります。

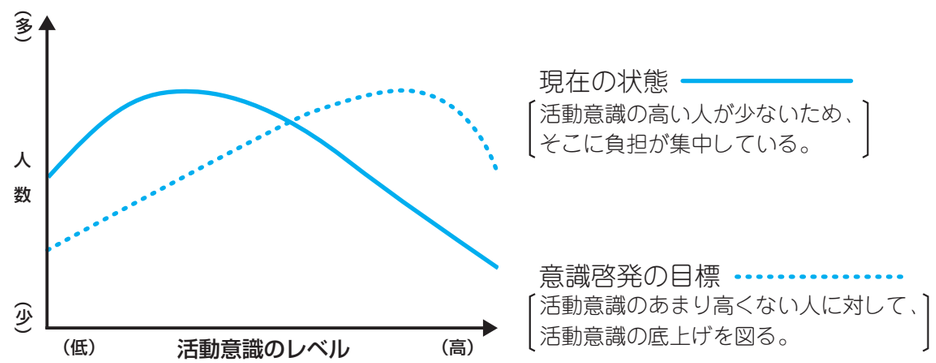

今後の取り組み

1 地域における意識啓発の推進

市政出前講座の積極的な実施や住民座談会の開催支援等を通じて、福祉に関する意識啓発や地域活動の必要性、また、身近な地域で見過ごされている課題の発見などを行っていきます。

2 福祉教育の推進

子どもたちが福祉について関心を持ち、生命の大切さや思いやりの心を育めるよう、学校、幼稚園、保育所等における人権・福祉教育を、体験学習も交えながら推進します。

3 誰もが暮らしやすい地域環境づくりの推進

障害のある人や支援の必要な高齢者などが地域で自立した生活を送ることができるよう、住宅などのバリアフリー*化に関する広報・啓発に努めます。

また、不特定多数が利用する公共施設や民間施設のユニバーサルデザイン*化など、すべての人が安心して安全に利用できるよう施設整備や啓発などの取り組みを推進していきます。

4 広報・啓発の充実

福祉に対する理解を深めるため、広報紙やパンフレット・リーフレット、インターネット、情報コーナーの設置による広報啓発活動の充実を図ります。

また、地域福祉活動を促進するため、活動の支援策についても、積極的にＰＲをします。

5 職員研修の推進

地域住民と行政が協働して地域福祉を推進していくにあたり、市や社会福祉協議会の職員の資質、能力の向上を図るための研修を進めます。

＊バリアフリー
障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となる段差を取り除くという意味。広くは障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

＊ユニバーサルデザイン
バリアフリー（→「バリアフリー」参照）の考え方を発展させたもので、障害の有無や年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、だれもが使いやすく、また、気持ちよく使えるようにあらかじめ設計段階で計画する考え方。また、実現させていくこと。

② 地域福祉活動を支援する人材の養成と拠点の充実

役割の主体 **市・社協**

複雑、多様化する地域のさまざまな課題に対して、その解決を図るためには現在取り組まれている活動の充実とともに、新たな地域活動を立ち上げる必要性も高まっています。そのため、住民による取り組みが円滑に進められるよう、的確にアドバイスできる人材の充実が求められています。

現在、社会福祉協議会に地域福祉コーディネーター*及びボランティアコーディネーターを設置し、さまざまな地域活動の支援を行っていますが、単なる福祉ニーズの需給調整にとどまることなく、地域活動が一層促進されるようコーディネート*機能を充実させていきます。

また、地域活動が活発化することにより、それぞれの活動を行う場所が必要となってきますが、あらゆる活動に対して行政が新たに活動の場を整備し、提供することは困難となっています。そのため、市民センターをはじめとする公共施設や地区の集会所、福祉施設の地域交流スペースなど、地域の既存施設の活用を促進します。

今後の取り組み

1 地域福祉活動の促進支援機能の強化

地域でのさまざまな福祉活動に対して、ニーズの発掘から活動の立ち上げ、実施に至るまで、必要に応じて的確な助言や援助が行えるよう地域福祉コーディネーターを「地域福祉支援員」として充実し、地域福祉活動を促進させるための支援機能を強化していきます。

2 ボランティア人材の発掘・育成

地域住民のボランティア活動への参加を働きかけるため、気軽に参加してもらえるボランティア研修の案内、外出支援や手話、要約筆記などの専門的知識を習得する講座まで、多様な講座を開催し参加機会を創出します。また、講座修了者には自分にあった活動への参加を働きかけ、習得した知識・技能を活用できるよう支援します。

＊コーディネート・コーディネーター
コーディネートは、支援を必要としている人と、支援者や社会資源を結び付けたり、関係機関・団体同士の連携を図るなど点と点を結び付けていく活動のこと。コーディネーターはその調整をする人のこと。

3 既存施設を活用した活動拠点の確保

市民によるさまざまな分野での地域福祉活動の拠点として、市民センターをはじめとする公共施設や、既存の地区の集会所、民家や事業所の空きスペース、商店街の空き店舗、福祉施設の地域交流スペースを活用するなど、地域の既存施設の有効活用を促進します。

4 ボランティア活動センターの活用と機能の強化

ボランティア活動センターを拠点に、ボランティア活動や地域住民による福祉活動を幅広く支援する体制を推進します。また、市民活動サポートセンターや男女共同参画センターなど、福祉分野に限らず市民活動を推進する関係機関との連携を密にし、市民ニーズに適切に応えることができるよう機能強化を図ります。

③ 地縁、テーマ型活動団体への支援

役割の主体 **市・社協**

これまでみてきたように、地域では、地縁型活動団体やさまざまなテーマ型活動団体による活動が展開され、暮らしやすい地域づくりに貢献しています。

今後、ますます多様化する地域ニーズに対応するためには、さまざまな人・関係団体・機関がそれぞれの活動を活発化させ、連携を図ることにより、効果的な活動を促進する必要があります。

そのため、「市民活動支援基本指針」に基づき、市民活動の自主性、自発性、自律性を尊重しつつ、その活動が継続しやすい環境整備を進めます。

今後の取り組み

1 地域活動の自律の支援

地域の活動がより効果的に、また継続的に推進されるよう、団体のリーダーの育成や組織の経営、管理手法を向上させる講座、相談、情報提供などを行うことにより、活動の自律化を支援します。

2 地域の人材活用への支援

地域に存在するさまざまな技能や特技を身につけた人などの人材情報の収集や提供、講師紹介などの仕組みづくりも必要であり、例えば高齢者が現役時代のノウハウや技能などを積極的に地域活動に活用できるよう、地域活動に関する相談機能の充実を図ります。

3 市民活動団体の連携支援

地域の各種団体が連携を図ることにより、活動の広がりや補完、ノウハウの共有による相乗効果などが期待できるため、必要に応じて連携、交流の機会が提供できるよう取り組みを進めます。

4 市民活動との協働の支援

市民活動への支援方法として、市事業の市民活動団体への委託や団体助成から活動助成に移行することにより、市民活動団体の自主性・自律性を尊重した支援を行います。

④ ふれあい活動推進協議会への支援

役割の主体 **市・社協**

ふれあい活動推進協議会は、市内９地区の組織により全市域をカバーし、さまざまな活動を通じて地域福祉推進の中心的役割を担っています。

健康ウォーキング大会、グランドゴルフ大会などの地域イベントやひとり暮らし高齢者のつどい、友愛訪問など、10年余りの各種活動の実施により、「誰もが安心して暮らすことができる地域づくりのためには、住民も積極的に活動に参加することが大切だ」という意識が地域に浸透しつつあります。

また、地域の各種団体によって構成された組織であることから、団体間の連携を促進する場にもなっています。

今後は、この組織の特性を更に活かして、地域での新たな課題の発掘やその解決方法の検討などの役割が重要になってきます。

そこで、現状の課題についてふれあい活動推進協議会とともに整理を行い、今後とも地域福祉推進の中核を担ってもらえるよう、ふれあい活動推進協議会への必要な支援を行います。

今後の取り組み

1 ふれあい活動推進協議会への支援

ふれあい活動推進協議会では、自治区・自治会や民生委員児童委員をはじめ地域の団体、グループなどの参加により、地域での交流や保健・福祉の活動を進めています。今後、地域福祉の推進にあたっては、住民の身近な個別課題に対応した、地域住民による日常的・継続的な地域福祉活動が必要となってきており、ふれあい活動推進協議会の組織や活動のあり方も含め各協議会での検討をもとにした活動を支援します。

⑤ 社会福祉協議会による地域福祉の推進

役割の主体 **社　協**

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する多くの団体などとともに地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けされており、行政と密接に連携しながら主体的に地域福祉の担い手として推進することが求められています。

そのため、社会福祉協議会では、地域ごとの住民フォーラムを開催するなど地域住民の意見を踏まえて、平成14年度に「三田市社会福祉協議会地域福祉推進計画～安心・ゆたか・きらめきプラン21～」を策定し、地域のさまざまな生活課題や福祉課題を解決するための「地域の福祉力」が高まるよう、地域住民による自主的な活動を支援し、計画の推進に努めています。

なお、今後は市が策定する「地域福祉計画」の内容に基づき、より一体的な地域福祉が進められるよう、「地域福祉推進計画」の見直しが必要となっています。

今後の取り組み

1 地域福祉活動への側面的支援

地域で地域の課題解決を図る活動を、より効果的に推進するためには、さまざまなノウハウが必要となります。そこで、それぞれの事例に応じた適切なアドバイスや支援が、必要な時に必要な方へ提供できる人材と機能を、社会福祉協議会に設置し、地域福祉活動の推進を図ります。

2 地域における意識啓発の推進（P62参照）

3 広報・啓発の充実（P62参照）

4 地域福祉活動の促進支援機能の強化（P63参照）

5 ボランティア活動センターの活用と機能の強化（P64参照）

6 地域活動の自立の支援（P65参照）

7 地域の人材活用への支援（P65参照）

8 市民活動団体の連携支援（P65参照）

9 ふれあい活動推進協議会への支援（P66参照）

10 住民による地域福祉拠点づくりへの支援

⑥ 社会福祉協議会への市の支援

役割の主体　市

社会福祉協議会は、前述のとおり地域福祉推進計画を策定し、地域に根ざした活動に取り組み、地域福祉を推進するための中心的役割を担っていることから、今後、市の「地域福祉計画」を具体的に推進していくためには、今まで以上に同協議会の果たす役割が重要となってきます。

これらを踏まえ、社会福祉協議会による地域福祉の取り組みがより効果的に進められ、その機能を十二分に発揮できるよう、社会福祉協議会に対する必要な支援の充実を図ります。

今後の取り組み

1 社会福祉協議会の機能の強化

地域福祉の一層の推進を図るため、社会福祉協議会を本市における地域福祉推進の核として位置づけるとともに、必要な人的・財政的支援などを行うことによってその機能の強化を行います。